

# 高齢者虐待を防ぐために

介護問題 ひとりで悩んでいませんか？



誰もが高齢期を迎えます。  
高齢者虐待は  
すべての人の問題です。

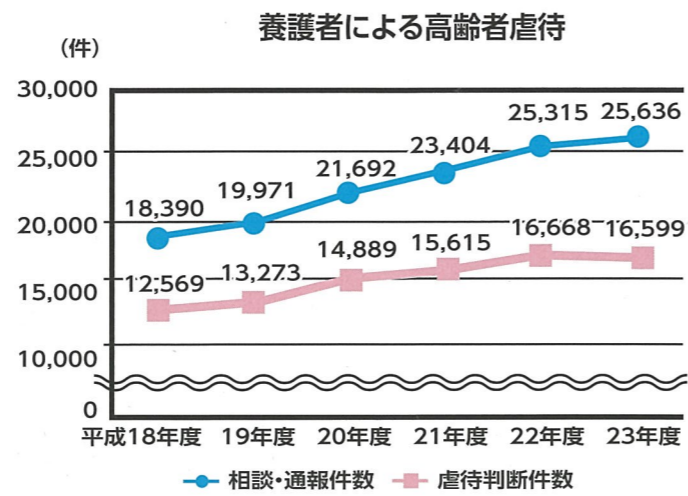
平均寿命がのび、多くの人が長寿を得られるようになった一方で、残念ながら高齢者の虐待数は年々増えています。虐待の背景には、高齢者の認知症や自立度の低下、その家族などの介護疲れや生活上の問題など、さまざまな要因があります。高齢者の尊厳を守り、高齢者と家族がともに健やかに暮らすためには、虐待を早期に発見し対応すること、そして地域全体で高齢者と家族を見守り、支援していくことが望まれています。



# 知ってください 高齢者虐待の現状!

厚生労働省が平成23年度に行った調査では、高齢者が家族などから虐待を受けたと判断された事例が、約1万6,600件にのぼっています。表面化していないものを含めれば、さらに多くの高齢者が虐待の被害にあっていると考えられます。

(グラフ) 厚生労働省「平成23年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」より作成



高齢者虐待が生じる背景には、養護者（介護者）が介護により心身共に疲労し、追いつめられていることが挙げられます。

## このような行為は虐待にあたります



### 身体的虐待

- たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせるなど
- ベッドにしばりつけたり、意図的にクスリを過剰に与えたりなど

### 介護・世話の放棄・放任

- 空腹、脱水、栄養失調の状態のままにするなど
- おむつなどを放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置するなど

### 心理的虐待

- 排せつなどの失敗に対して高齢者に恥をかかせるなど
- 子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視するなど

### 性的虐待

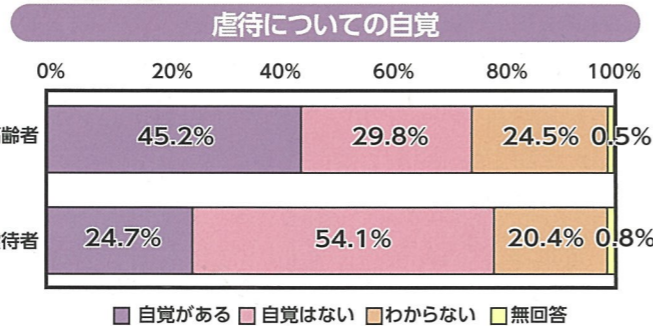
- 懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
- キス、性器への接触、セックスを強要するなど

### 経済的虐待

- 本人のお金を必要な額渡さない、使わせないなど
- 本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用するなど

## 虐待であることを自覚していないことも

高齢者虐待に関する調査では、介護や世話をしている人の半数以上、虐待を受けている高齢者の3割の人が虐待の自覚がないという結果が出ています。気づかず不適切な対応になりやすい事例について、次のリストでチェックしてみましょう。



(厚生労働省「平成18年 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について I 高齢者虐待防止の基本」より作成)

### チェックリスト

- 言うことを聞かないので、無視したり、逆にののしったりしてしまう。
- 良いことと悪いことをわかってもらうために、たたくなどしてしつけをしている。
- 認知症により徘徊するので、部屋に閉じ込めている。
- 認知症や寝たきりで外間が悪いので、外出させなかったり、訪ねてくる人がいても会わせなかったりしている。
- 年金手帳、預金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。
- 人前でおむつを替えたり、しばらく裸のままにしておいたりすることがある。

### まわりの人へ

本人たちが自覚がなくても虐待の疑いがある場合は専門機関へ報告を。

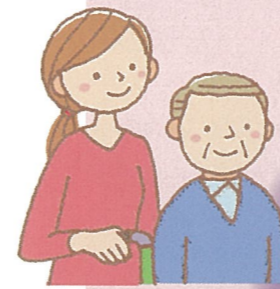


## 介護をする人へ

～介護をがんばりすぎていませんか～

## 地域の人へ

～まわりにこんな人はいませんか～



介護の負担をひとりで抱えている

認知症がある高齢者を介護している

介護者に疾病や障害がある



誰もが直面するかもしれない問題です

身近に頼れる家族がいない

経済的に困窮している

近所づきあいがいない

上記のような状況では、介護者に精神的・身体的な負担がかかりやすくなります。

## 積極的にサービスや制度を利用しましょう

介護をしている人は負担を軽くするために、サービスや制度を利用してみましょう。

また、上記のような状態の人がまわりにいたら、さまざまなサービスがあることをぜひ、教えてあげてください。

### こんなサービス・制度があります

#### ●在宅サービス

##### 訪問介護（ホームヘルプ）

介護や家事の支援サービスを行います。

##### 訪問看護

自宅での看護師等による診療補助などのサービスです。

##### 通所介護（デイサービス）

送迎により施設での食事や入浴のサービスを行います。

##### ショートステイ

短期間の施設の利用サービスが受けられます。

##### 福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

#### ●施設サービス

##### 特別養護老人ホーム

常時介護が必要で自宅等での生活が困難な人が入所して、日常生活支援や介護等が受けられます。

##### 老人保健施設

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。

##### 療養病床等

長期療養が必要な人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーション等が受けられます。

このほかにも、地域によってさまざまなサービスがあります。



## 「成年後見制度」をご存知ですか？

高齢者の財産などを守るために、成年後見制度を利用する方法もあります。成年後見制度とは、認知症などにより適切な判断をすることが難しくなった人を支援する制度です。預貯金の管理（財政管理）や日常生活上のさまざまな契約など（身上監護）を、本人に代わって後見人が支援します。高齢者が不利益をこうむったり、悪徳商法の被害者となったりすることを防ぎ、権利と財産を守ります。

●こんな人が後見人になります

弁護士、司法書士、社会福祉士、親族、福祉関係の公益法人 など

※詳しくは地域包括支援センターや市区町村の窓口などにご相談ください。





# 虐待防止のために

## 高齢者の虐待に気づいたら



虐待を防ぐためには、私たち一人ひとりの小さな「気づき」が大切です。虐待に気づいた人には通報義務があります。虐待をとめることは、虐待をしている養護者のためにも必要なことです。気がかりなことがありましたら、地域包括支援センターや市区町村の担当窓口へご連絡ください。また、虐待を受けている高齢者本人が届け出ることもできます。

守秘義務により、誰が連絡・通報したかが周囲に漏れることは決してありません。安心して連絡してください。

### ●地域包括支援センターってどんなところ？

地域包括支援センターは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって、高齢者の方々やその家族の方々を支える機関です。虐待の早期発見・防止、高齢者の人権や財産を守る取り組み、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな支援を包括的・継続的に行っており、どのような相談にも対応します。

相談内容を市区町村とともに把握し、行政機関、保健所、医療機関、介護サービス事業所、警察など適切な機関と連携して解決に努め、地域の高齢者や家族を支えます。

「どこに相談するのかわからない」といった悩みも、まずは地域包括支援センターにご相談ください。



## 主な相談機関

### ●地域の相談機関

地域包括支援センター

市区町村の高齢者福祉担当窓口

介護保険の手続きやその他のサービスについて相談できます。

保健所・保健センター

医療機関についての情報提供や健康診断などを行っています。

### ●電話相談

社会福祉法人 浴風会 介護支え合い電話相談室

**03-5941-1038** (金土日を除く※10~15時)

認知症の人と家族の会 電話相談

フリーダイヤル

**0120-294-456** (土日を除く※10~15時)

※すべて祝日・年末年始は休み